

四半期報告書

(第85期第2四半期)

自 平成26年7月1日

至 平成26年9月30日

東京応化工業株式会社

神奈川県川崎市中原区中丸子150番地

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) ライツプランの内容	8
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(6) 大株主の状況	9
(7) 議決権の状況	10
2 役員の状況	10
第4 経理の状況	11
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	12
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	14
四半期連結損益計算書	14
四半期連結包括利益計算書	15
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	16
2 その他	21
第二部 提出会社の保証会社等の情報	22
四半期レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月10日
【四半期会計期間】	第85期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	東京応化工業株式会社
【英訳名】	TOKYO OHKA KOGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 阿久津 郁夫
【本店の所在の場所】	川崎市中原区中丸子150番地
【電話番号】	川崎 044 (435) 3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 深澤 仁
【最寄りの連絡場所】	川崎市中原区中丸子150番地
【電話番号】	川崎 044 (435) 3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 深澤 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第84期 第2四半期 連結累計期間	第85期 第2四半期 連結累計期間	第84期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成26年4月1日 至平成26年9月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	39,071	42,057	75,269
経常利益 (百万円)	5,767	7,080	12,269
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,725	4,895	7,549
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	6,656	4,706	13,050
純資産額 (百万円)	133,177	143,602	139,962
総資産額 (百万円)	150,501	162,973	155,859
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	83.21	109.18	168.54
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	83.16	108.91	168.41
自己資本比率 (%)	86.6	85.8	87.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,740	7,447	11,881
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△6,039	△4,537	△14,491
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,403	△809	△2,471
現金及び現金同等物の四半期末(期 末)残高 (百万円)	42,535	40,925	39,157

回次	第84期 第2四半期 連結会計期間	第85期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日	自平成26年7月1日 至平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	41.07	53.96

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当企業集団(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当企業集団（当社および当社の関係会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日～平成26年9月30日）における世界経済は、中国経済の成長鈍化は見られるものの、米国では景気回復が継続し、ユーロ圏においても景気の持ち直しが続くなど、総じて回復傾向を維持しました。また、日本経済は、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境は持続的な改善が見られ、緩やかな景気回復基調が続きました。

このような情勢の下、当企業集団は、3カ年の中期計画「tok中期計画2015」の達成に向け、諸施策を推進してまいりました。

材料事業は、スマートフォンやタブレット端末の堅調な需要に支えられ、売上は前年同期を上回りました。また、装置事業におきましては、三次元実装市場向け装置の新規受注を獲得しましたが、同市場の本格的な立上がりは、依然として遅れており、売上は前年同期を下回りました。

この結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は420億57百万円（前年同期比7.6%増）、営業利益は67億7百万円（同32.9%増）、経常利益は70億80百万円（同22.8%増）、四半期純利益は48億95百万円（同31.4%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 材料事業

エレクトロニクス機能材料部門は、半導体用フォトレジストが、アジア・北米地域向けを中心に引き続き最先端製品の出荷数量の増加が見られたことから、売上は前年同期を上回り好調に推移しました。一方、液晶ディスプレイ用フォトレジストでは、高精細ディスプレイ向け製品および汎用製品ともに需要環境の変化から、売上は低調に推移しました。また、高密度実装材料は、アジア地域向けを中心に好調に売上を伸ばし、当部門の売上高は241億27百万円（同4.5%増）となりました。

高純度化学薬品部門におきましては、アジア地域における需要拡大を背景に売上は好調に推移し、当部門の売上高は163億4百万円（同14.2%増）となりました。

この結果、材料事業の売上高は405億57百万円（同8.0%増）、営業利益は84億6百万円（同19.3%増）となりました。

（単位：百万円）

	前第2四半期連結累計期間	当第2四半期連結累計期間	増減額	増減率
売上高	37,543	40,557	3,013	8.0%
営業利益	7,045	8,406	1,360	19.3%

② 装置事業

シリコン貫通電極形成システム「ゼロニュートン[®]」は、アジア地域を中心に新規受注を獲得したものの、三次元実装市場の本格的な立上がりは依然として遅延しており、売上は前年同期を下回りました。

この結果、装置事業の売上高は15億15百万円（同3.0%減）、営業損失は前年同期比2億83百万円改善したものの1億88百万円となりました。

（単位：百万円）

	前第2四半期連結累計期間	当第2四半期連結累計期間	増減額	増減率
売上高	1,563	1,515	△47	△3.0%
営業損失（△）	△472	△188	283	—

なお、セグメント間の取引につきましては、相殺消去しておりません。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は、1,629億73百万円で、前連結会計年度末に比べ71億14百万円増加いたしました。

流動資産は23億1百万円増加いたしました。これはたな卸資産が8億40百万円減少したものの、現金及び預金が17億66百万円、受取手形及び売掛金が14億32百万円、それぞれ増加したことが主な要因であります。

固定資産につきましては48億13百万円増加いたしました。これは企業年金制度の一部変更に伴う処理等により退職給付に係る資産が11億58百万円、設備投資等により有形固定資産が28億29百万円、無形固定資産が4億63百万円、投資有価証券の時価評価等により投資その他の資産のその他が4億14百万円、それぞれ増加したことが主な要因であります。

負債合計は、193億70百万円で、前連結会計年度末に比べ34億74百万円増加いたしました。これは未払法人税等が1億78百万円減少したものの、支払手形及び買掛金が23億35百万円、設備未払金の増加等により流動負債のその他が3億98百万円、長期末払金の増加等により固定負債のその他が8億1百万円、それぞれ増加したことが主な要因であります。

純資産合計は、1,436億2百万円で、前連結会計年度末に比べ36億39百万円増加いたしました。これは配当金の支払12億60百万円や、為替換算調整勘定の変動等によりその他の包括利益累計額が3億72百万円減少したものの、四半期純利益48億95百万円の確保があったことが主な要因であります。

この結果、当第2四半期連結会計期間末の自己資本比率は85.8%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、法人税の支払や売上債権の増加、退職給付に係る資産の増加がありましたものの、税金等調整前四半期純利益や仕入債務の増加、たな卸資産の減少等により、前年同期に比べ17億7百万円増加の74億47百万円の資金収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、長期預金の払戻による収入がありましたものの、有形固定資産の取得による支出や長期預金の預入による支出等により、前年同期に比べ15億2百万円減少の45億37百万円の資金投下となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により、前年同期に比べ5億94百万円減少の8億9百万円の資金支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の第2四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末に比べ17億67百万円増加し、409億25百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当企業集団の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

一方、当社の企業価値の源泉であるステークホルダーとの関係や事業特性を十分に理解することなく、当社株式等の大規模な買付行為を行った後の当社の経営方針の安易な変更やいわゆる焦土化経営等により、ステークホルダーとの良好な関係が破壊され、新技術や技術資源が流出することは、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することとなりますため、これにつながる当該買付行為を行い、または行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

こうした考えの下、当社取締役会は、当該買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために、当該買付行為を行い、または行おうとする者と交渉を行うことなどを可能にする仕組みを設け、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合等には、法令および当社定款の許容する限度において相当と判断した対抗措置をとることが、株主の皆様から負託された当社取締役会としての責務であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(イ) 企業価値向上への取組み

当社は、当社株主共同の利益および当社企業価値の持続的な確保・向上を図るため、景気変動や市況変化に影響されない安定した収益構造への転換を図る一方で、人材、設備、研究開発等への投資および他企業との積極的な事業提携等、経営資源を効果的に投入し、既存事業領域の深耕・拡大を図るとともに、新規事業領域の早期立上げを推進することにより、企業力の強化と持続的な収益力の向上につながる取組みを進めております。

(ロ) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、創業以来の経営理念の下に掲げた「高付加価値製品による感動（満足できる性能、コスト、品質）を通じて、世界で信頼される企業グループを目指す。」という経営ビジョンを実現することが、株主の皆様をはじめ、多くのステークホルダーに共通する利益の実現ならびに企業価値の向上につながるものと確信しており、この経営ビジョンの実現に向けて、経営の透明性、健全性ならびに意思決定の迅速化等による効率性の確保を目的としたコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと位置づけております。

こうした考えの下、当社は、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮する一方、独立性を有する社外取締役の選任や執行役員制度の導入により経営監督機能の強化や意思決定の迅速化を図るほか、株主総会における議決権行使の円滑化に向けた取組みやコンプライアンス対応、リスク管理対応をはじめとする内部統制システムの充実に向けた取組みを進めるなど、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針が決定されることや、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することにつながる当社株式等の大規模な買付行為を防止し、当該買付行為が行われる際に、株主の皆様が応じるか否かについて適切に判断できるようにするため、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「買収防衛策」といいます。）を導入しております。

買収防衛策におきましては、当該買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が当該買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後当該買付行為が開始されるという大規模買付ルールを定めております。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに則り必要かつ十分な情報を受領した場合には、その内容を吟味し、当社取締役会としての見解を適時・適切に開示し、買付提案の受入れまたは代替案の提示等、その見解に基づく対応をとることといたします。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、一定の対抗措置をとることができますが、その発動にあたりましては、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の勧告を最大限尊重するなど、判断の公平さを担保するための手続きを経る仕組みを設けております。

④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

(イ) 上記②の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②の取組みは、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させるために実施しておりますので、基本方針に沿うものであり、かつ、当社株主共同の利益を毀損するものではないと考えております。また、コーポレート・ガバナンスの強化により取締役の経営責任の明確化等を図っていることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ロ) 上記③の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記③の取組みは、以下の理由により、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を毀損するものではなく、かつ、当社社員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

● 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

買収防衛策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

● 当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の目的をもって継続されたものであること

買収防衛策は、当社株式等の大規模な買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保・向上させるという目的をもって継続されたものであります。なお、買収防衛策の継続につきましては、平成24年6月27日開催の第82回定時株主総会においてご承認いただいております。

● 株主意思を重視するものであること

買収防衛策は、第82回定時株主総会においてご承認いただいたうえで継続されたものであります。また、その後の当社株主総会において変更または廃止の決議がなされた場合には、買収防衛策は当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、買収防衛策の継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

● 独立性の高い社外者の判断を重視し、その判断の概要について情報開示を行うこと

当社は、買収防衛策の導入にあたり、当社株式等の大規模な買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない社外者の中から選任された委員で構成され、当社取締役会は、その判断に際して特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時・適切に情報開示を行うこととし、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するよう買収防衛策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

● 合理的かつ客観的な発動要件を設定していること

買収防衛策は、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

● デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと

買収防衛策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、買収防衛策は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、買収防衛策の継続、買収防衛策に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様が意思が反映できることとしているため、買収防衛策は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、33億42百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当企業集団の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	197,000,000
計	197,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年11月10日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	46,600,000	46,600,000	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式で、単元株式数は100株であります。
計	46,600,000	46,600,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年7月2日
新株予約権の数(個)	315
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成26年8月6日から平成56年8月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,293 資本組入額 1,147
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとし、

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日（10日を経過する日が休日に当たる場合には前営業日）までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとします。ただし、下記（注）4に記載の組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとします。
- (3) 新株予約権者の相続人は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」（以下、「割当契約」といいます。）に定めるところに従って新株予約権を行使できるものとします。
- (4) その他の条件については、割当契約に定めるところによります。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して、以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいいます。）の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、本新株予約権の発行要項の定めに沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日	—	46,600,000	—	14,640	—	15,207

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	1,826	3.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,649	3.54
エムエルピーエフエス カストディー アカウント (常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社)	SOUTH TOWER WORLD FINANCIAL CENTER NEW YORK N.Y. USA (東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング)	1,494	3.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,351	2.90
CBNY-EDGEPOINT GLOBAL PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿6-27-30)	1,267	2.72
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	1,207	2.59
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	1,026	2.20
公益財団法人東京応化科学技術振興財団	神奈川県川崎市中原区中丸子150	984	2.11
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-4-5 (東京都港区浜松町2-11-3)	953	2.05
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋1-7-17	860	1.85
計	—	12,621	27.08

(注) 1 当社は、自己株式を1,597千株所有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75500口)が所有する当社株式148千株については、自己株式には含めておりません。

2 エッジポイント・インベストメント・グループ・インクから、平成26年2月12日付で提出された大量保有報告書により、平成26年2月4日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主から除いております。なお、その大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
エッジ・ポイント・インベストメント・グループ・インク	150 Bloor Street West, Suite 500, Toronto, Ontario, Canada M5S 2X9	2,362	5.07
計	—	2,362	5.07

- 3 エフエムアール エルエルシーから、平成26年4月7日付で提出された大量保有報告書により、平成26年3月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主から除いております。なお、その大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
エフエムアール エルエルシー	245 Summer Street, Boston, Massachusetts 02210, USA	2,348	5.04
計	—	2,348	5.04

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,597,800	—	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 44,977,300	449,773	同上
単元未満株式	普通株式 24,900	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	46,600,000	—	—
総株主の議決権	—	449,773	—

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式50株を含めております。

2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75500口)が所有する当社株式148,300株につきましては、完全議決権株式(その他)に含めて表示しております。

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東京応化工業株式会社	神奈川県川崎市中原区 中丸子150番地	1,597,800	—	1,597,800	3.43
計	—	1,597,800	—	1,597,800	3.43

(注) 上記のほか、連結財務諸表において自己株式として認識している株式が148,300株あります。これは、平成26年9月30日現在において日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75500口)(以下、「信託口」といいます。)が所有している株式であり、会計処理上、当社と信託口は一体であると認識し、信託口が所有する株式を自己株式として計上していることによるものであります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）および第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	53,371	55,137
受取手形及び売掛金	16,623	18,056
商品及び製品	5,038	3,988
仕掛品	2,057	2,222
原材料及び貯蔵品	3,350	3,394
その他	2,961	2,902
貸倒引当金	△154	△153
流動資産合計	83,247	85,549
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	15,528	17,411
その他（純額）	29,048	29,994
有形固定資産合計	44,577	47,406
無形固定資産	649	1,112
投資その他の資産		
長期預金	18,000	18,000
退職給付に係る資産	896	2,054
その他	8,806	9,221
貸倒引当金	△318	△371
投資その他の資産合計	27,384	28,905
固定資産合計	72,611	77,424
資産合計	155,859	162,973

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,744	8,079
未払法人税等	1,988	1,809
賞与引当金	1,633	1,746
その他	5,011	5,409
流動負債合計	14,377	17,045
固定負債		
退職給付に係る負債	93	99
その他	1,424	2,226
固定負債合計	1,518	2,325
負債合計	15,896	19,370
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,640	14,640
資本剰余金	15,207	15,207
利益剰余金	103,162	106,928
自己株式	△3,280	△3,221
株主資本合計	129,730	133,554
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,406	2,901
為替換算調整勘定	2,936	2,324
退職給付に係る調整累計額	1,380	1,123
その他の包括利益累計額合計	6,723	6,350
新株予約権	83	134
少数株主持分	3,425	3,563
純資産合計	139,962	143,602
負債純資産合計	155,859	162,973

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
売上高	39,071	42,057
売上原価	24,930	25,745
売上総利益	14,141	16,311
販売費及び一般管理費	※1 9,094	※1 9,604
営業利益	5,047	6,707
営業外収益		
受取利息	114	45
受取配当金	77	75
為替差益	302	313
その他	420	108
営業外収益合計	914	543
営業外費用		
租税公課	154	4
新工場関連費用	—	161
その他	40	4
営業外費用合計	194	170
経常利益	5,767	7,080
特別利益		
退職給付制度改定益	—	622
その他	0	0
特別利益合計	0	622
特別損失		
減損損失	214	15
固定資産除却損	11	22
その他	—	0
特別損失合計	225	37
税金等調整前四半期純利益	5,542	7,665
法人税、住民税及び事業税	1,667	2,060
法人税等調整額	△71	410
法人税等合計	1,595	2,470
少数株主損益調整前四半期純利益	3,946	5,194
少数株主利益	220	298
四半期純利益	3,725	4,895

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,946	5,194
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	547	495
為替換算調整勘定	2,139	△728
退職給付に係る調整額	—	△256
持分法適用会社に対する持分相当額	23	1
その他の包括利益合計	2,710	△487
四半期包括利益	6,656	4,706
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,180	4,522
少数株主に係る四半期包括利益	476	183

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	5,542	7,665
減価償却費	1,241	1,661
減損損失	214	15
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△802	52
賞与引当金の増減額 (△は減少)	16	115
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△87	—
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	—	△1,548
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	—	5
受取利息及び受取配当金	△192	△121
為替差損益 (△は益)	△442	138
固定資産除却損	11	22
退職給付制度改定益	—	△622
売上債権の増減額 (△は増加)	△993	△1,670
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,438	674
仕入債務の増減額 (△は減少)	821	2,406
前受金の増減額 (△は減少)	△823	△688
その他	1,275	1,364
小計	7,219	9,470
利息及び配当金の受取額	190	126
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△1,655	△2,120
その他	△14	△29
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,740	7,447
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額 (△は増加)	△237	△40
有形固定資産の取得による支出	△7,116	△3,927
無形固定資産の取得による支出	△132	△503
長期預金の預入による支出	△3,000	△3,000
長期預金の払戻による収入	4,500	3,000
その他	△53	△66
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,039	△4,537
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△1,076	△1,257
少数株主への配当金の支払額	△330	△45
その他	3	494
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,403	△809
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,057	△333
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△645	1,767
現金及び現金同等物の期首残高	43,181	39,157
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 42,535	※1 40,925

【注記事項】

(会計方針の変更)

1. (退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る資産が200百万円増加し、利益剰余金が129百万円増加しております。また、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

2. (従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を第1四半期連結会計期間より適用しておりますが、同実務対応報告第20項に基づき、適用初年度の期首より前に締結された当社「従業員持株ESOP信託」に係る会計処理については、同実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続しております。

なお、これによる当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。

(追加情報)

1. (確定拠出年金制度への移行)

当社は、平成26年4月1日に企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。本移行に伴う退職給付債務の減少による622百万円の特例利益を当第2四半期連結累計期間に計上いたしました。

2. (従業員持株ESOP信託)

当社は、平成24年1月11日開催の取締役会決議により、当社の今後の成長を支える従業員の福利厚生制度を拡充するとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより従業員の勤労意欲・経営参画意識を高め、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」(以下、「本プラン」といいます。)を導入いたしました。

(1) 取引の概要

本プランでは、当社が「東京応化社員持株会」(以下、「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「本信託」といいます。)を設定し、本信託は5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

当社株式の取得・処分については、当社と本信託は一体であるとする会計処理をしております。

従って、本信託が所有する当社株式を含む資産および負債ならびに損益については連結貸借対照表および連結損益計算書に含めて計上しております。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前連結会計年度346百万円、当第2四半期連結会計期間287百万円で、株主資本において自己株式として計上しております。また、当該株式の期末株式数は、前連結会計年度179千株、当第2四半期連結会計期間148千株、期中平均株式数は、前第2四半期連結累計期間227千株、当第2四半期連結累計期間164千株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
保管・運送費	922百万円	954百万円
給料手当	2,161	2,430
賞与引当金繰入額	704	824
研究用消耗品費	964	929
減価償却費	553	745

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	55,245百万円	55,137百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△12,709	△14,212
現金及び現金同等物	42,535	40,925

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,080	24	平成25年 3月31日	平成25年 6月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年11月5日 取締役会	普通株式	1,080	24	平成25年 9月30日	平成25年 12月2日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,260	28	平成26年 3月31日	平成26年 6月27日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年11月5日 取締役会	普通株式	1,350	30	平成26年 9月30日	平成26年 12月1日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	材料事業	装置事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	37,543	1,527	39,071	—	39,071
セグメント間の内部 売上高または振替高	0	35	35	△35	—
計	37,543	1,563	39,106	△35	39,071
セグメント利益または 損失(△)	7,045	△472	6,572	△1,525	5,047

(注) 1. セグメント利益または損失(△)の調整額△1,525百万円には、各報告セグメントに配分していない
全社費用△1,525百万円が含まれており、これは主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であり
ます。

2. セグメント利益または損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

各報告セグメントに配分していない全社資産において、遊休資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したこ
とにより、214百万円の減損損失を計上しております。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	材料事業	装置事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	40,557	1,499	42,057	—	42,057
セグメント間の内部 売上高または振替高	—	16	16	△16	—
計	40,557	1,515	42,073	△16	42,057
セグメント利益または 損失(△)	8,406	△188	8,217	△1,510	6,707

(注) 1. セグメント利益または損失(△)の調整額△1,510百万円には、各報告セグメントに配分していない
全社費用△1,510百万円が含まれており、これは主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であり
ます。

2. セグメント利益または損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要な該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	83.21円	109.18円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,725	4,895
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,725	4,895
普通株式の期中平均株式数(千株)	44,776	44,838
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	83.16円	108.91円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	26	112
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 「従業員持株ESOP信託口」が保有する当社株式を、「1株当たり四半期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前第2四半期連結累計期間227千株、当第2四半期連結累計期間164千株)。

2【その他】

平成26年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………1,350百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………30円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日および支払開始日……………平成26年12月1日

(注) 平成26年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月6日

東京応化工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東海林 雅 人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京応化工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京応化工業株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。